

2020年8月26日改訂

2020年7月28日改訂

2020年7月6日改訂

2020年6月12日改訂

2020年5月29日改訂

2020年5月27日発行

横浜市文化観光局文化振興課

横浜市文化施設における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和2年8月26日改訂 公表版）

※適用期間 2020年9月1日から9月末日

目次

- 1 本市文化施設感染症対策の基本的対策方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p2
- 2 対象施設・・ p2
- 3 施設ごとのリスクの確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p3
- 4 本ガイドラインの対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p4
- 5 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p4
- 6 施設種別対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p6
 - ・ 共通
 - ・ 展示系施設（展示室、ギャラリー、アートギャラリー）
 - ・ ホール系施設
（大ホール、小ホール、レクチャーホール、本舞台、第二舞台、芸能ホール、能舞台）
 - ・ 練習系施設（練習室、リハーサル室）
 - ・ 講座系施設
（アトリエ、創作室、制作室、陶芸センター貸室、各種教室、自由作陶教室）
 - ・ 集会系施設
（会議室、多目的ルーム、ミーティングルーム、レクチャールーム、和室、茶室）

1 本市文化施設感染症対策の基本的方針

- (1) 本ガイドラインは内閣官房事務連絡に示す「9月末」までの対応を示したものです。
- (2) 「施設種別対策」に沿って対応します。
- (3) 各施設とも、感染症対策として、利用人数等について、以下の「施設種別制限内容」に沿って利用制限を行います。
- (4) 各施設主催事業についても、ガイドラインに沿って対策を実施してください。

【施設種別制限内容】

分類	具体的室名	主な制限内容
ホール系	大ホール、小ホール、レクチャーホール、本舞台、第二舞台、芸能ホール、能舞台	定員の2分の1以内 前後左右空けて着席 ステージ上については、一律にソーシャルディスタンスをとるのではなく、業種別ガイドラインに基づく対応を取るものとする。
展示系	展示室、ギャラリー	展示室面積のうち通路部分を除いた面積を一人当たり4㎡（1m半径円）で割り返した人数を同時入館上限とする。
練習室系	リハーサル室、練習室、スタジオ、音楽ルーム、カルチャー工房、音楽工房	定員の2分の1以内 大声での発声、歌唱、呼気が激しくなるような運動が想定される利用の場合は、利用者同士の間隔を十分に確保する。 管楽器の演奏等については、飛沫拡散等に注意した利用とする。 向かい合っただけの大声での発声、歌唱は原則不可とするが、やむを得ない場合はマスクに加えフェイスシールド等の対策を講じるものとする。
講座系	アトリエ	定員の2分の1を上限 身体的接触を避けられない利用は不可
集会室系	会議室、集会室、研修室	定員の2分の1を上限 利用実態に応じた対応

※横浜能楽堂「研修室」及び大倉山記念館「集会室」は、利用実態に応じた対応。

※長浜ホール「多目的ルーム」、吉野町市民プラザ「会議室」及び岩間市民プラザ「レクチャールーム」の利用は練習室系施設のガイドラインに準じた対応。

2 本ガイドラインの対象施設

- (1) 区民文化センター

- a 鶴見区民文化センター（サルビアホール）
 - b 神奈川区民文化センター（かなつくホール）
 - c 港南区民文化センター（ひまわりの郷）
 - d 旭区民文化センター（サンハート）
 - e 磯子区民文化センター（杉田劇場）
 - f 緑区民文化センター（みどりアートパーク）
 - g 青葉区民文化センター（フィリアホール）
 - h 戸塚区民文化センター（さくらプラザ）
 - i 栄区民文化センター（リリース）
 - j 泉区民文化センター（テアトルフォンテ）
- (2) 横浜美術館
 - (3) 横浜みなとみらいホール
 - (4) 横浜能楽堂
 - (5) 横浜にぎわい座
 - (6) 横浜赤レンガ倉庫1号館
 - (7) 横浜市民ギャラリー
 - (8) 横浜市民ギャラリーあざみ野
 - (9) 横浜市民文化会館 関内ホール
 - (10) 吉野町市民プラザ
 - (11) 岩間市民プラザ
 - (12) 大倉山記念館
 - (13) 長浜ホール
 - (14) 久良岐能舞台
 - (15) 陶芸センター
 - (16) 大佛次郎記念館
 - (17) S Tスポット

3 施設ごとのリスクの確認

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である（1）接触感染及び（2）飛沫感染のそれぞれについて、スタッフ、来場者及び公演関係者の動線や接触等を考慮したリスクの所在を確認してください。

また、集客が見込まれる催しについては、（3）集客施設としてのリスクの所在を確認してください。

(1) 接触感染のリスクの確認

他者と共有する物品やドアノブ等の手が触れる場所と頻度を確認します。高頻度接触部位（ドアノブ、タッチパネル、エレベーターのボタン、電気のスイッチ 等）には特に注意が必要です。

(2) 飛沫感染のリスクの確認

換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるか等を確認します。

(3) 集客施設としてのリスクの確認

どの程度の人数の移動が見込まれるのか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人の距離が一定程度確保できるかどうか等について、これまでの施設の来場者実績等に鑑み、リスクの所在を確認します。

4 本ガイドラインの対象期間

本ガイドラインの取り扱い対象期間は、2020年9月1日から9月末日までとします。
なお、感染拡大状況によって国、県等の方針が変更になった場合には、本ガイドラインも改訂いたします。

10月以降は、ガイドラインの取り扱いについて現時点でお示しすることができません。
そのため、10月以降の利用者の皆様へは柔軟かつ丁寧な対応をお願いいたします。

5 参考資料

(1) 基本的対処方針：

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部
決定)

(2) 内閣官房通知：

「9月1日以降における催物の開催制限等について」

(令和2年8月24日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

(3) 博物館ガイドライン：

博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(令和2年5月25日付 公益財団法人日本博物館協会)

(4) 劇場音楽堂等ガイドライン：

劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(令和2年5月25日付 公益社団法人全国公立文化施設協会)

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>（全国的移動を伴うもの）</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) （屋外200人）】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50%（屋外200人）】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
6月19日～	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 ^(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
7月10日～	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
感染状況を見つ、 当面9月末まで 維持	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

出典：内閣官房通知「9月1日以降における催物の開催制限等について」

(令和2年8月24日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

〈施設種別対策〉

(対象) 凡例

来場者：公演や企画展などの鑑賞や講座等への参加のため、施設に来訪する方

施設利用者：施設を借りて利用する方

施設管理者：指定管理者

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
A00	共通	来場者 施設管理者 施設利用者	政府の示す「新しい生活様式」に沿った行動を心掛ける。	●
A01	共通	来場者	施設入館時に手指消毒又は洗面所で石けんによる手洗いを願う。	◎
A02	共通	施設管理者 施設利用者	貸館の公演主催者に対し、各貸出施設の入口に手指消毒用の消毒液を設置するように要請する。	◎
A03	共通	来場者	来場者にはマスク着用又はハンカチで口を覆う等の咳エチケットを願う。	◎
A04	共通	施設管理者	施設側スタッフはマスク着用を必須とする。	◎
A05	共通	来場者	来場者同士で最低1m（できれば2m）の距離を保つよう努める。	◎
A06	共通	施設管理者	来場者が列をつくる場所（受付や出入り口、トイレ等）の床には最低1m（できれば2m）おきに待機線（マーキング）を貼る。	●
A07	共通	施設管理者	窓口受付やチケット・物品販売等来場者と対面する場所へのアクリル板や透明ビニールカーテンを設置する。	◎
A08	共通	施設管理者	現金の取り扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売や、キャッシュレス決済の導入を検討するとともに、チケットレス化を検討。できない場合は現金をトレーに載せて対応するなどの工夫をする。	●
A09	共通	来場者	来館前の検温実施の要請のほか、発熱（37.5℃を目安として）又は風邪の症状がある場合の来館自粛を求むる旨を、ホームページ等で周知するとともに、施設の入口に掲示する。	◎
A10	共通	施設管理者	出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。	◎
A11	共通	施設管理者	ユニフォーム等をこまめに洗濯する。	◎
A12	共通	施設管理者	<p>【機械換気による場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビル管理法における特定建築物に該当する施設については、ビル管理法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされていることを確認し、満たされていない場合、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。 ・特定建築物に該当しない施設においても、ビル管理法の考え方に基づく必要換気量（一人あたり毎時30m³）が確保できていることを確認すること。 <p>【自然換気による場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気回数（部屋の空気がすべて外気と入れ替わる回数）を毎時2回以上（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する。）とする。 ・空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。 	◎

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
A13	共通	施設管理者	手が触れる場所をこまめに消毒する（ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン等）。手を触れないで済む工夫が可能であれば検討する。	◎
A14	共通	施設管理者	コインロッカー、傘立て等、来館者が利用する設備類は、こまめに消毒する。	◎
A15	共通	施設管理者	貸出備品類（楽器を除く）は適宜消毒する。楽器を貸し出す際には、使用前後の手洗をお願いする。	◎
A16	共通	施設利用者	備品を利用する際には前後に石けんによる手洗い又は手指消毒を行うこと。機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。	◎
A17	共通	施設管理者	長時間滞留の防止策として、ロビー等では隣同士で座れないような対策をとる。	◎
A18	共通	施設管理者 施設利用者	感染対策への協力の呼び掛け（体調不良時の来館とりやめ、マスク着用、ハンカチ持参等）や、入場制限、利用定員などの案内等についての広報（WEBサイト、ちらし掲出等）を行う。	◎
A19	共通	施設利用者	パンフレット、ちらし、アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにする。プレゼント差し入れは控えるようにお願いする。	◎
A20	共通	施設管理者	トイレの蓋がある場所では蓋を閉めて水を流すよう、お願いの掲示をする。個人用タオルやハンカチを持参していただくよう、事前にお知らせし、ハンドドライヤーの利用は中止する。	◎
A21	共通	施設管理者	ショップ、カフェ、ドリンクコーナー、図書コーナー等については、各業種別ガイドラインを参照して営業する。 ※近距離下において対面が想定される場所には遮蔽物を設置する。 小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（オール日本スーパーマーケット協会他） 外食業の事業継続のためのガイドライン（日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会） 図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（日本図書館協会）	◎
A22	共通	施設管理者	施設利用者、来場者向けにマスク販売は可（ただしマスク転売規制があるため、仕入れ値と同額以下）とする。	●
A23	共通	施設利用者 施設管理者	施設利用者に対して、参加者全員の氏名及び緊急連絡先（グループで参加している場合には代表者氏名連絡先と人数のみ）を把握し、名簿の作成を依頼する。利用団体代表者は、必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供され得ることを利用者へ事前に周知する。 ※神奈川県LINEコロナお知らせシステムの導入を推奨する。 ※神奈川県LINEコロナお知らせシステムを導入し、登録した場合には名簿の作成は不要とする。 ※施設管理者が行う自主事業においても、同様の扱いとする。 ※個人情報を収集した場合には、来場者に新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とする連絡以外には使用しないことをあらかじめ伝え、1か月をめぐりに確実にシュレッダー等で廃棄する。	◎
A24	共通	来場者	大声での会話は極力回避していただく。	●
A25	共通	施設管理者	今回のガイドラインの対応を取るにあたり開館時間の短縮が必要な場合には、文化振興課と調整する。	◎
A26	共通	施設管理者 施設利用者	スタッフ控室、更衣室等でも3密や対面での会話を避ける工夫をとる。	◎
A27	共通	施設利用者	こまめな水分補給等、必要に応じて熱中症対策を行う。	◎
A28	共通	施設利用者	ごみは利用者が持ち帰る。	◎
A29	共通	施設利用者	飲食については、感染リスクが高いため、次の事項を厳守とする。 ○対面禁止・食事中の会話禁止・十分な間隔の確保・施設の指定した場所 なお、熱中症対策のための水分補給は可能とする。	◎
A30	共通	施設管理者	3密にならず、換気が適切に行われている場所を飲食ができる場所として指定する。 また、飲食は感染リスクが高いことを利用者に伝え、共通認識とする。	◎
A31	共通	施設管理者	所属長等は、執務前までに施設職員の健康状態を確認すること。施設職員は、発熱やかぜ等の症状がある場合は所属長等に速やかに報告すること。 施設職員から体調不良の報告を受けた所属長等は、当該職員を帰宅させる等の対応を直ちに検討すること。	◎
A32	共通	施設管理者	施設において、施設職員や利用者の感染（疑い含む）を把握した場合には、報告様式に基づき、文化振興課あてに、速やかに報告する。	◎

〈施設種別対策〉

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
B01	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	対面での会話を極力回避する。人が滞留しないよう、間隔を置いたスペース作り等の工夫を行う。	◎
B02	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	入館前のサーモグラフィや非接触検温器による検温を実施する。発熱等の症状がある場合には入館をお控えいただく旨の掲示する。	●
B03	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	入場時のチケットのもぎりの際は、担当者はマスクや手袋を着用する。また来場者が自分で半券を切って箱に入れ、施設管理者がそれを目視で確認する方式等もぎりの簡略化の導入も検討する。	●
B04	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	自動音声による注意喚起等特定の展示作品の前に大勢の人数が滞留しないための措置を講ずる。	◎
B05	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	団体客の受け入れを中止する。（大型バスでの来場中止）	◎
B06	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室に同時に入場できる人数は、展示室面積のうち通路部分を除いた面積を一人あたり4㎡（≒半径1mの円）で割り返した人数とする。 この人数を上限として、入場制限を行う。	●
B07	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室内においても、フロアマーカ等の設置等の工夫を行い、来館者同士の距離を確保する（最低1m（できるだけ2mを目安に））。屋外展示も同様とする。	◎
B08	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示設営時に人と人との間隔を極力とる。	●
B09	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	削除	
B10	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	来場者同士の対面を避けるため、一方通行で観覧できるようにする。	●
B11	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室内（屋外展示の場合は展示エリア）における会話制限を行う。	◎
B12	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室内でのギャラリートーク、表彰式等のイベント開催は不可とする。	◎
B13	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）は感染リスクが高いため展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する。また、屋外展示の場合は、鑑賞者が作品に直接手で触れることがないように注意喚起や鑑賞方法の工夫を行う。	●
B14	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室、特に展示ケースのガラス面の清掃時における感染防止のため、消毒を徹底する必要がある。また、来館者がケースに触れる機会を減らすために、パーティション等を使ってケースと入館者の間に距離を置く。	●
B15	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	オーディオガイド、ヘッドフォンは使用のたびに消毒。消毒が困難な場合には貸出中止とする。	◎

〈施設種別対策〉

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
C01	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	入場者数上限は定員の50%を上限とする。	◎
C02	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	客席最前列と出演者のアクティングエリアの間は2m空ける（客席数を確保するために出演者が下がっても良い）。ただし、客席に向かって大声での発声・歌唱を行う場合は、客席と大声での発声・歌唱を行う人との間は4m空ける。（舞台と客席には高低差があり、飛沫の飛ぶ距離が長くなるため） 客席着席位置は前後左右を空ける。（一つ置き+千鳥配置等）	◎
C03	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	入退場時や集合場所、楽屋、控室等における人と人との距離を確保する。	●
C04	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫を行う。また券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。	◎
C05	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	事前に余裕を持った休憩時間を設定し、トイレ等の混雑を緩和する。	●
C06	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。	◎
C07	ホール系施設 (ホール、講堂等)	来場者	入待ち及び出待ちは控えていただく。また、プレゼント及び差し入れも控えていただく。	◎
C08	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	パンフレット等の物販を行う場合、購入者には最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けていただく。	◎
C10	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	物販に関わるスタッフは、マスクの着用と石けんによる手洗い又は手指消毒を徹底する。多くの人が触れるようなサンプル品、見本品は取り扱わない。	◎
C11	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	出演者間でも感染拡大を防ぐため、公演前後の石けんによる手洗い又は手指消毒等感染防止対策を行う。	◎
C12	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	出演者、スタッフ等は各自検温し、発熱がある場合には自宅待機とする。また風邪の症状がある場合にも自宅待機を促す。	◎
C13	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設管理者 施設利用者	ホール、講堂等は機械換気が適切に稼働していることを前提に1時間に5分程度、ドアを開けるなど換気を行う。 楽屋においても、適宜ドアや窓を開けるなど換気を行う。	◎
C14	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	ステージ上については、一律にソーシャルディスタンスをとるのではなく、業種別ガイドラインに基づく対応を取るものとする。 客席、ロビー、控室、楽屋、廊下等館内の他の場所においては十分な距離を確保する。 なお、利用前後や休憩中はマスク着用などの咳エチケットに配慮する。	◎
C15	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わない。	◎
C16	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	管楽器を使用する場合は唾受けを使用し、使用後は必ず持ち帰る。	◎
C17	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	入場時のチケットのもぎりの際は、マスクや手袋を着用。また来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認する方式等もぎりの簡略化の導入も検討。	●
C18	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設管理者	ドリンクコーナーを営業する場合は、「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（オール日本スーパーマーケット協会他）」及び 「外食業の事業継続のためのガイドライン（日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会）」に沿った感染防止対策をとること。 ※近距離下において対面が想定される場所には遮蔽物を設置する。	◎
C19	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設管理者	オペラグラス、ブランケット等の貸し出し物品については十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わない。クロークサービスは中止する。	◎
C20	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者 来場者	休憩時のホワイエで、来場者同士の距離確保を呼び掛ける。	●

〈施設種別対策〉

No.	分類	対象	対応	◎=必須 ●=推奨
D01	練習室系施設 （練習室、リハーサル室）	施設管理者	定員の50%の範囲内で、身体的距離を十分に確保できるよう、各施設の実情に応じて、利用上限として定める。	◎
D02	練習室系施設 （練習室、リハーサル室）	施設利用者	演奏・演技・舞踊等において、大声での発声、歌唱、呼気が激しくなるような運動が想定される利用の場合は、出演者及び利用者同士の間隔を十分に確保する。 管楽器の演奏等については、飛沫拡散等に注意した利用とする。 向かい合っただけの大声での発声、歌唱は原則不可とするが、やむを得ない場合はマスクに加えフェイスシールド等の対策を講じるものとする。 なお、利用前後や休憩中はマスク着用などの咳エチケットに配慮する。	◎
D03	練習室系施設 （練習室、リハーサル室）	施設利用者	削除	
D04	練習室系施設 （練習室、リハーサル室）	施設利用者	管楽器を使用する場合は唾受けを使用し、使用後は必ず持ち帰る。	◎
D05	練習室系施設 （練習室、リハーサル室）	施設利用者	削除	
D06	練習室系施設 （練習室、リハーサル室）	施設管理者 施設利用者	機械換気が適切に稼働していることを前提に1時間に5分程度、ドアを開けるなど換気を行う。	◎
D07	練習室系施設 （練習室、リハーサル室）	施設管理者	利用枠の間は、常時ドア、窓等を開けるなどにより換気を行う。	◎
D08	練習室系施設 （練習室、リハーサル室）	施設利用者	削除	
E01	講座系施設 （アトリエ、工房等）	施設利用者	利用者同士の間隔を2m（最低でも1m）確保する。	
E02	講座系施設 （アトリエ、工房等）	施設利用者	削除	●
E03	講座系施設 （アトリエ、工房等）	施設利用者	受講者同士、受講者と講師の接触を回避できない催しでの利用は不可とする。	◎
E04	講座系施設 （アトリエ、工房等）	施設管理者	削除	
F01	集会系施設 （和室、会議室等）	施設利用者	利用定員の50%を上限とする。	◎
F02	集会系施設 （和室、会議室等）	施設利用者	削除	